

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 23 件

国民年金関係 14 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成5年10月から6年6月までは20万円、同年7月は19万円、同年8月及び同年9月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から6年9月まで

私は、平成5年4月にA社に入社し、22年2月末まで正社員として継続して勤務した。

ねんきん定期便が届いたので、当時の給与明細書等を比べてみると、ねんきん定期便に記載の平成5年10月から6年9月までの標準報酬月額は給与明細書に記載されている標準報酬月額より低額であるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所有する給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、平成5年10月から6年6月までは20万円、同年7月は19万円、同年8月及び同年9月は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納

付する義務を履行したか否かについては、社会保険事務所（当時）及び企業年金連合会が保管する申立人に係る厚生年金基金の標準報酬月額記録が、ともに 18 万円であり、社会保険事務所と厚生年金基金の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所に記録どおりの報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月24日から同年5月1日まで

私は、昭和55年10月から56年4月末までB社で働いており関連事業所であるA社で厚生年金保険に加入していたが、年金事務所の記録では同年4月24日に被保険者資格を喪失した記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B社の事業主は、「申立人は昭和56年4月30日まで勤務していた。」と供述しており、当時のB社の関連事業所であるA社の従業員も、「申立人は昭和56年4月30日まで働いていた。」と供述していることから、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認される。

さらに、申立人に係るB社の「昭和56年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、昭和56年4月30日支給の申立人の給与から申立期間に係る4月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人がB社の関連事業所であるA社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、前述の事業主も申立人と同様に当該事業所において申立期間当時に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当時のA社の取締役は、「申立人の事業主が、A社から独立したが、設立時に一人の事業所だったので社会保険の適用事業所になれず、そのまま

当該事業所で社会保険に加入していた。」と証言し、申立人の事業主は、「A社から独立したが、社会保険が無かったので、自分が勤務していた当該事業所で引き続き社会保険に加入しており、申立人も同様に当該事業所で加入させた。」と証言していることから、申立期間当時、B社の従業員は、関連事業所である当該事業所の厚生年金保険に加入させる取扱いであったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該所得税源泉徴収簿における厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、A社の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業主は既に死亡しており、当時の資料も残っていないため不明であり、ほかに保険料の納付を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、当該事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年7月1日まで

私は、B社在職中にA社の面接担当者から新会社を設立するため船員を募集しているとの話を聞き、B社を退職後、新会社設立までの間は、A社での雇用となり、平成5年3月1日から同年6月末まで同社に勤務した。その後、同社の子会社であるC社が設立され移籍したが、A社の厚生年金保険の資格喪失日が5年6月30日となっているので、厚生年金期間が1か月欠落した記録となっている。船員手帳からも申立期間はA社が所有する船舶に乗船していたことが証明できるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び申立人から提出された船員手帳の記録などから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（平成5年7月1日に同社からC社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業所が保存

している申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成5年6月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年9月17日から同年10月1日まで

私は、昭和46年3月11日にA社B工場（以下「B工場」という。）に入社し、途中転勤はあったものの57年7月15日まで継続して勤務した。

しかし、年金事務所の記録では、B工場からC社D工場（以下「D工場」という。）に転勤した時期の昭和50年9月17日から同年10月1日までの期間が厚生年金保険に未加入となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、申立事業所が保管する社内データ及び人事異動発令書並びに申立期間当時におけるD工場の責任者の証言等により、申立人は、申立期間において申立事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、D工場は昭和50年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、申立事業所は、「確認できる資料は無いが、申立期間当時にB工場からD工場に出向した従業員は、D工場が適用事業所となるまでは、継続して厚生年金保険に加入させる取扱いをすべきであったと思われ、事務手続を誤ったものと考えられる。」としている。

さらに、申立事業所は、申立期間における厚生年金保険料の控除の有無については確認できる資料は無く不明としているが、前述のD工場の責任者は、

「私や申立人を含むB工場からD工場に出向した従業員の給与は、現地採用の従業員とは違い、A社の給与基準に基づき支払われていた。」としている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、資格喪失日については、申立事業所の証言等から、D工場が適用事業所となった昭和50年10月1日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年8月の社会保険事務所（当時）の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く確認できないため不明としているが、申立事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人のB工場に係る資格喪失日が昭和50年9月17日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成16年7月22日は37万6,000円、同年12月20日は41万5,000円及び17年12月20日は33万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : ① 平成16年7月22日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年12月20日

私は、平成16年7月22日、同年12月20日及び17年12月20日にA事業所から賞与を支給され、それぞれ標準賞与額37万6,000円、41万5,000円及び33万円に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年1月29日付けで申立事業所から当該期間の賞与支払届が提出され、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

しかしながら、申立事業所から提出された平成16年分及び17年分の賃金台帳により、申立人は、申立期間①から③までに係る賞与の支払いを受け、

厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成 16 年 7 月 22 日は 37 万 6,000 円、同年 12 月 20 日は 41 万 5,000 円、及び 17 年 12 月 20 日は 33 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 1 月 29 日に申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から46年3月まで

私は、国民年金保険料を毎月途切れることなく納付してきた。

申立期間当時は、自宅近くの集会所で毎月集会有り、その月の当番が国民年金保険料を集金していたので、夫の分と一緒に納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳に記載されている資格取得日は、昭和35年10月1日で資格喪失日が43年11月30日であることが確認できる上、オンライン記録、国民年金被保険者台帳においても同様であることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は国民年金保険料を申立人の夫の保険料と一緒に納付していたと主張しているが、申立人の夫は昭和42年7月から59年5月1日まで厚生年金保険の被保険者となっており、申立期間に国民年金保険料を納付したとするのは不自然である。

さらに、申立人が申立期間と一緒に保険料を納付していたとする隣人も申立期間当時は厚生年金保険の被保険者となっている上、申立人の国民年金保険料の納付状況については知らないと供述している。

加えて、申立人は申立期間には、転居及び氏名の変更も無く国民年金手帳記号番号払出簿の調査及びオンラインシステムによる氏名検索によっても、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1243

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から同年11月まで

私は、妻が申立期間の国民年金保険料を、2か月又は3か月ごとに自宅に集金に来ていた集金人に、妻の保険料と一緒に納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によれば、申立期間は未納期間とされており、オンライン記録と一致している。

また、申立人から提出された昭和55年10月3日発行の昭和55年度「国民年金保険料納付通知書兼領収証書」（以下「納付通知書」という。）によれば、申立期間の領収印欄には、領収印が確認できない上、納付した場合に切り離すこととされていた納付書が残されていることが確認できることから、A市は、「納付通知書の納付額が訂正されていることなどを踏まえると、申立人が納付通知書を受け取った時期は、昭和55年10月3日に国民年金の再加入手続を行った時ではなく、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した同年12月1日以降に国民年金の資格喪失手続を行った時であると考えられ、未納期間の保険料を遡って納付する場合、仮に集金人による集金を利用していた人であっても、国民年金の資格喪失後は、集金人に集金してもらうことは無い。」と回答していることを踏まえると、申立期間の保険料を集金人に納付していたと主張する申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、「申立期間当時、申立人の国民年金の再加入手続を行ったかどうかははっきりと覚えていない。また、集金人の所属及び名前については覚えていない。」と述べている

ことから、申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻が申立人の申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の妻が申立人の申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1244

第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月及び12年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年3月
② 平成12年3月

私は、20歳当時、A市内の専門学校に在籍していたが、実家の母親がB市役所で国民年金の加入手続を行うとともに、保険料をC銀行D支店で口座振替により納付してくれたにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

戸籍の附票によれば、申立人は、申立期間当時、A市E区に居住していたことが確認できるところ、同区が保存している国民年金のデータによれば、申立期間は未納期間とされており、オンライン記録と一致している。

また、申立人の母親は、「保険料は、C銀行D支店で毎月口座振替で納付した。」としているが、A市E区は、「C銀行では保険料を口座振替で納付することは不可能であった。」と回答していること、及びオンライン記録により納付済みとされている平成10年12月から12年2月までの保険料(平成11年3月を除く。)の収納状況をみると、複数月が同一日に収納されているなど、収納日が区々となっていることを踏まえると、申立期間の保険料を口座振替により納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする申立人の母親は、「平成9年又は10年頃にB市役所で国民年金の手続を行った。」としているが、オンライン記録によれば、申立人の基礎年金番号(*)は、A市E区を管轄するF社会保険事務所(当時)において、平成10年*月*日に、20歳到達を契機として付番されていることが確認できることからB市において国民年金の加入手

続を行ったとは考え難く、申立内容には、不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1245

第1 委員会の結論

申立人の平成7年*月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月から8年3月まで

申立期間当時、私はまだ学生だったので、A県B市に居住する母親が平成8年3月頃に地元の金融機関で国民年金保険料を一括納付してくれたのに、7年*月から8年3月まで(5か月分)が未納となっている。1つ違いの姉も当時、大学生であり、母親が私の保険料と一緒に納付しており、姉の保険料納付については正確に記録されているのに、私の納付記録だけが未納となっているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A県B市に居住していた申立人の母親が申立期間の国民年金保険料をまとめて平成8年3月頃に納付したとしているが、オンライン記録では、申立人は職権適用の手帳送付者と記録されており、基礎年金番号が9年2月18日で付番され、20歳到達時に遡って被保険者の資格を取得していることから、8年3月頃の時点では国民年金に未加入であり、制度上、保険料は納付できない。

また、申立人に前述の基礎年金番号が付番された時点では、申立期間の保険料は過年度納付となるため、市町村から送付される現年度保険料の納付書とは別に社会保険事務所(当時)が過年度納付書を作成し、送付していたものと考えられるが、申立人及びその母親は、納付書の種類及び枚数等についての記憶が明確でなく、申立期間直後の平成8年度の保険料が現年度納付されていることを踏まえると、当該保険料納付を申立期間の保険料納付と混同している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年*月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から52年3月まで

私が20歳になった時に両親が国民年金の加入手続を行うとともに母親が保険料を納付していた。国民年金保険料の納付は国民の義務として当然のことであり、両親がきちんと義務を果たすものとして私の国民年金の管理をしていたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出管理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年12月22日に払い出されたことが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号の直前に、同年11月24日を資格取得日とする任意加入者が確認できることから、申立人は同年11月以降に加入手続を行い、20歳到達時に遡って被保険者資格を取得したものと推認される上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、払出時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人が申立期間当時に居住していたA市及び申立期間後に転出したB市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間は未納期間とされており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は高齢のため事情を聴取することができない。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見

当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1247

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から57年9月までの期間及び59年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年10月から57年9月まで
② 昭和59年4月から同年9月まで

申立期間①について、妻が会社を辞めた後の昭和55年12月11日に国民年金に加入手続をする際、私の加入手続もしてくれた。国民年金保険料は2年間は遡及して納付できることを知っていたので、57年9月に、手元にあった現金で2年分の未納の保険料8万円を一括で納付したが、未納となっていることに納得できない。

申立期間②について、当時、毎月自宅に来ていた銀行員に他の支払分と一緒に国民年金保険料を渡し、処理してもらっていたが、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和55年12月11日に、申立人の妻が国民年金の加入手続を行ってくれたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、59年12月頃に払い出されたものと推認されるとともに、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿には、「59.12.10(注)」と記載されていることから、同年12月10日に国民年金の加入手続が行われ、申立人が強制加入被保険者となった55年10月18日に遡って資格取得していることが確認でき、当該加入手続の時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間①に係る保険料について、「昭和57年9月にA市B出張所で約8万円を一括納付した。」と主張しているところ、制度上、市町村役場で過年度保険料を納付することはできない上、一括納付した場合の保険料額は、10万7,940円となり、申立人が主張する納付額と相違する。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和59年4月から60年8月までの期間、毎月自宅に来ていた銀行員に国民年金保険料を手渡していたと主張しているところ、前述の名簿及びオンライン記録を見ると、申立期間②の前後の期間はいずれも過年度納付（昭和58年度は昭和60年5月22日に、59年10月から60年1月までは61年11月10日に、それぞれ一括納付。）しており、毎月、銀行員に保険料を手渡していたとする申立人の主張と相違する。

また、昭和59年10月から60年1月までの保険料を過年度納付した61年11月10日の時点では、申立期間②の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から58年9月までの期間及び59年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から57年9月まで
② 昭和57年10月から58年9月まで
③ 昭和59年4月から同年9月まで

申立期間①について、私は会社を辞めた後の昭和55年12月11日に国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は2年間は遡及して納付できることを知っていたので、57年9月に、手元にあった現金で1年9か月分の未納の保険料8万円を一括で納付したが、未納となっていることに納得できない。

申立期間②及び③について、当時、毎月自宅に来ていた銀行員に他の支払分と一緒に国民年金保険料を渡し、処理してもらっていたが、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和55年12月頃に払い出されたものと推測でき、申立人の記憶と一致している。

しかしながら、申立人は、申立期間①に係る保険料について、「昭和57年9月にA市B出張所で約8万円を一括納付した。」と主張しているところ、制度上、市町村役場で過年度保険料を納付することはできない上、一括で納付した場合の保険料額は、9万6,630円となり、申立人が主張する納付額と相違する。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②及び③について、申立人は、昭和57年10月から60年8月までの期間、毎月自宅に来ていた銀行員に国民年金保険料を手渡していたと主

張しているが、申立人に係る国民年金被保険者台帳、A市が保管する国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は国民年金の被保険者資格を取得後、強制加入被保険者から任意加入被保険者に訂正され、58年1月31日に被保険者資格を喪失し、60年1月26日に再度、55年10月18日の資格取得時から引き続き強制加入被保険者であったとする訂正が行われている。これら一連の訂正の経緯は、申立人が所持する年金手帳にもその事跡が確認できることから、申立期間②のうち、58年1月から同年9月までの期間及び申立期間③当時は、申立人は国民年金に加入していなかったものと推認でき、毎月、銀行員に保険料を手渡していたとする申立人の主張と相違する。

また、前述の名簿によると、申立期間②の後の昭和58年10月から59年3月までの保険料は、61年1月14日及び同年4月24日に過年度納付されており当該過年度納付の時点では申立期間②の保険料は時効により納付することができず、同様に、申立期間③直後の59年10月から60年1月までの保険料は、61年11月10日に過年度納付されていることが確認でき、当該保険料の納付時点では、申立期間③の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から3年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から3年5月まで

私は、平成元年4月に単身でA市に転居して、同年8月に自営業を開始してからしばらくの間、国民年金保険料を納付していなかったが、3年5月頃、自分から払おうと思いB区役所へ相談に行ったところ、窓口の女性担当者から、「2年間遡って払える。今払えばつながる。60歳まで払えば全納になる。」と言われたので、平成元年8月から3年5月までの期間の保険料をまとめて納付したにもかかわらず未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年5月頃、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、オンライン記録では、申立期間を含む昭和61年4月から平成5年7月までの第3号被保険者期間について、5年7月7日付けで、元年8月1日に遡って第1号被保険者への種別変更処理が行われたことが確認できるとともに、戸籍の附票によれば、申立人がA市に転居したのは同年8月10日であるが、申立人が所持する年金手帳の住所変更履歴欄には、同市への住所変更年月日は5年5月19日と記載されていることから、申立人が申立期間の保険料を納付したとする3年5月時点では、申立期間は第3号被保険者期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間直後の平成3年6月から5年3月までの国民年金保険料(20万6,400円)を、5年7月23日に一括して過年度納付していることが確認できることから、この時点では、時効成立前の納付可能な期間のみを納付し、申立期間は時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立人は「申立期間の保険料を2年間遡って一括して納付し、その保険料額は約20万円だった。」としていることか

ら、当該過年度保険料の納付と申立期間の保険料納付とを混同している可能性がうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1250

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月から同年8月まで

私は、厚生年金保険の資格喪失後の昭和51年3月頃、国民年金に加入した。しかし、その後、就職や転居した事実も無く、育児のため専業主婦を継続していたのに、52年4月14日に国民年金が資格喪失となっている。

昭和52年9月にA町(当時)に転居した際は、転入手続時に役場に、国民年金手帳を持参して手続を行った。当時は、役場を信頼していたので手帳の中身は確認していないが、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

B市の申立人に係る国民年金被保険者名簿には、資格喪失欄に、「52. 4. 14」、理由欄に「喪失申出 52. 4. 20」と押印されているとともに、C市及びA町の申立人に係る国民年金被保険者名簿をみても、申立期間は未加入期間となっている上、申立人が所持する国民年金手帳の資格喪失日は、昭和52年4月14日、再資格取得日は同年9月15日とされていることから、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄より、国民年金加入当初の昭和51年3月及び同年4月の国民年金保険料が、同年4月1日付けで納付されていることが確認できるとともに、申立人の国民年金被保険者台帳及びA町の国民年金被保険者名簿によると、51年5月から申立期間直前の52年3月までの保険料が、A町へ転居後の52年9月20日に一括で過年度納付されていることが確認できることから、申立人は、51年4月*日の婚姻後、A町へ転居するまで保険料の納付は行っていなかったものと推認できる。

このほか、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月から61年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、平成3年12月から4年5月まで、5年6月及び6年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年2月から61年3月まで
② 平成3年12月から4年5月まで
③ 平成5年6月
④ 平成6年5月から同年8月まで

申立期間①について、私は、一度も国民年金の申請免除の手続をした記憶がないが、A社B工場に就職が決まった平成3年3月に区役所の出張所へ行った時、区役所の担当者に申立期間①は免除の記録となっていると言われたので、当時、通院していた病院が免除の手続をしてくれたのかと思っていたが未納の記録となっている。

また、私は、平成3年3月から10年8月までA社B工場に臨時社員として勤務及び退職を繰り返しており、同社を退職又は再雇用される都度、区役所の出張所に行って手続をし、国民年金保険料を納付していたが、申立期間④後の国民年金保険料は全て納付の記録となっているのに、申立期間②、③及び④の保険料は未納の記録となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、平成3年3月頃、区役所の担当者から免除の記録となっていると聞き、当時、通院していた病院が免除の手続をしてくれたと思ったと主張しているが、申立人が、当時、通院していた病院は「現在も申立期間当時も、病院が免除の手続を代行することはない。」としている。

また、申立期間①当時、免除申請は年度ごとに、改めて行う必要があったが、申立人は、免除の手続を一度もしていないとしている上、免除が承認された時に送付される国民年金保険料免除申請承認通知書についても送付されてきたか否かを覚えていないとしている。

さらに、申立人に係る特殊台帳（国民年金被保険者台帳）及びC市の国民年金被保険者名簿をみると、申立期間①は未納の記録となっており、これはオンライン記録と一致している。

このほかに申立人が申立期間①の保険料を免除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

- 2 申立期間②、③及び④について、C市の申立人に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立期間を含む平成3年12月から8年12月までの期間における複数回の国民年金の資格取得及び喪失の手続が、8年12月24日付けで一括して行われ、同年12月24日に7年3月から同年6月まで及び8年1月から同年4月までの国民年金保険料が一括納付されていることが確認できることから、申立期間②、③及び④は、申立人が申立期間等について国民年金の資格取得及び喪失の手続を行った同年12月24日時点において、時効により保険料を納付できない期間であったと考えられる。

また、C市の申立人に係る国民年金被保険者名簿をみると、申立期間②、③及び④は未納の記録となっており、これはオンライン記録と一致している。

このほかに申立人が申立期間②、③及び④の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年10月まで、57年3月から58年3月まで及び同年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から52年10月まで
② 昭和57年3月から58年3月まで
③ 昭和58年4月から62年3月まで

私は、昭和57年に、夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失し、自営業となったことにより、夫の国民年金への加入手続をするために、母親と一緒に区役所へ行き、その際、私も国民年金への加入を母親に勧められ、夫と共に加入手続を行うと同時に、区役所の窓口で母親が申立期間①及び②の国民年金保険料をまとめて納付してくれた。また、申立期間③は、せっかく母親が国民年金に加入させてくれたので、夫と一緒に保険料を納付書か夫の口座から口座振替で納付していた。

しかし、私の納付記録は、昭和62年4月からとなっており、申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年に区役所で、申立人の夫が国民年金に加入すると同時に、申立人の母親が申立人の国民年金への加入手続を行い、申立期間①及び②の保険料を支払ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金への加入手続は、オンライン記録による申立人の前後の第3号被保険者の処理日等から、62年3月下旬頃に行われたものと推認されることから、申立期間のうち、申立期間①及び②の全て並びに申立期間③のうち58年4月から60年1月までの保険料は、時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録による前後の任意加入者の被保険者資格の取得日から判断して、申立人より約5年早い昭和

57年3月頃に払い出されたものと推認でき、この頃に国民年金への加入手続がなされたものと考えられるが、これは、申立人の夫と一緒に国民年金の加入手続をしたとする申立人の主張とは相違する。

さらに、申立期間①及び②の保険料をまとめて納付したとする申立人の母親は既に死亡しているため、当該期間に係る保険料の納付状況等については不明である。

加えて、申立期間③について、申立人は、申立人の夫と一緒に、納付書か夫の口座から口座振替で保険料を納付していたとしているところ、A市の申立人及び申立人の夫に係る国民年金被保険者収滞納一覧表並びに申立人の夫名義に係る預金口座の取引明細書によると、申立人の昭和62年5月以降の保険料は、申立人の夫名義の口座から夫の保険料と一緒に口座振替されているものの、申立期間③直後の同年4月の保険料は、申立人の夫の口座振替日である同年4月23日とは異なる同年5月1日に納付されていることが確認できることから、申立人は、同年3月下旬頃、国民年金の加入手続を行い、同年4月の保険料は、口座振替の手続が間に合わず、夫とは異なり納付書により納付したのものと考えられ、これは、申立期間③について、申立人の夫と一緒に保険料を納付していたとする申立人の主張と相違する。

このほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月、63 年 2 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 2 月
② 昭和 63 年 2 月
③ 昭和 63 年 12 月

私は、夫と一緒に、昭和 44 年 5 月から国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間に係る保険料は、A 金融機関 B 支店の夫名義の口座から口座振替により納付していたと記憶しているが、C 市町村役場に問い合わせると、「国民年金制度は助け合いだから、口座振替を止めて、婦人会で納付することもできる。」と言われたので、婦人会で納付していた可能性もある。また、夫は、D 金融機関の窓口で納付することもあった。

夫婦二人分の保険料を納付してきたのに、私の分だけ未納と記録されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 金融機関が提出した申立人の夫名義の口座の取引履歴をみると、申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料はそれぞれ一人分が引き落とされているものの、もう一人分の保険料は残高不足のため引き落とされていないことが確認できるが、オンライン記録による申立人とその夫の保険料の収納年月日等から、残高不足のため保険料が引き落とされていなかったのは、申立人の分であったと推認できる。

また、C 市町村によると、「口座振替が出来なかった月については、通知書と納付書を送っていた。当該月の保険料については、納付組織（婦人会等）で納付することはできなかった。」と回答していることから、申立期間に係る保険料の納付について、婦人会による納付はできなかったものと考えられるところ、申立人は、「D 金融機関の窓口で保険料を納付していたことはあるが、夫

が行っていたので、私は詳細を知らない。」と供述している上、申立期間当時、申立人が記憶する場所に同金融機関があったことは確認できたものの、当該金融機関での保険料納付記録は保存されておらず、申立人の申立期間に係る保険料納付について確認できない。

さらに、C市町村の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間は、未納の記録とされており、これはオンライン記録と一致する。

加えて、申立人は申立期間に係る保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫も既に死亡しているため保険料の納付状況等については不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から同年2月までの期間及び同年12月から11年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年1月から同年2月まで
② 平成10年12月から11年2月まで

私は、申立期間①及び②について、雇用契約期間が終了し離職した後、厚生年金保険から国民年金に切り替え、失業手当を受給しながら毎月1万数千円の国民年金保険料をそれぞれ納付した。申立期間①及び②当時、国民健康保険には加入しておらず、任意継続被保険者にもなっていなかったため、納付していたものは国民年金保険料以外に考えられないにもかかわらず未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②について、雇用保険の失業手当を受給しながら毎月国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人の雇用保険の記録では、申立期間①直前に離職した事業所に係る失業手当の受給記録は無いことが確認できることから、申立期間①については申立人の主張と相違する上、オンライン記録によると、申立人に対し平成12年11月9日付けで過年度納付書が作成されたことが確認できることから、当該時点では、申立期間②は未納期間であったと考えられるが、申立人は当該過年度納付書について全く記憶に無いとしているなど、申立内容に不自然さがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間①及び②における国民年金の加入手続及び保険料納付方法等について全く記憶しておらず、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、特に保険料収納事務の機械化により記録管理の強化が図られていた時期である

ことを踏まえると、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から60年12月まで

私は、昭和57年12月頃にA県からB市に転居したが、それに伴う転入届の提出等の諸手続は全て母親がB市役所で行ってくれた。その際に、同市役所の年金係の人が母親に対し、2年間遡って国民年金を納付したら、少しでも多く受給できるから得だと言われたので、そのように手続を行い、56年1月から57年12月までの保険料も母親が銀行で一括納付してくれた。

その後、昭和58年1月から60年12月までの保険料も、母親が定期的に納付してくれていたはずであり、一度も滞納をしたことは無いのに未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、昭和57年12月頃に申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったと主張しているが、申立人が唯一所持する年金手帳は、61年4月の基礎年金制度導入後に交付された手帳であることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入者や第3号被保険者の資格取得処理日等から、62年4月頃に払い出されていると推認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと考えられるところ、オンライン記録による氏名検索によっても、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、当該時点では、申立期間のうち、56年1月から60年2月までは時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、申立人の昭和61年4月から62年3月までの保険料は同年4月15日に、また、同年4月から63年3月までの保険料は62年4月30日に、それぞれ一括納付されているが、申立期間直後の61年1月から同年3月までの保険料は、時効直前の63年2月29日に過年度納付されていることが確認できることから、当該時点では、申立期

間は時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2222

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月3日から同年11月1日まで
年金事務所からハガキが届き、A社で勤務した期間について脱退手当金を受けたことになっていることを知った。
私は脱退手当金を受け取った覚えがなく納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）の備考欄には、脱退手当金を支給した「24.3～24.11 脱手支給済」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、旧台帳上の厚生年金保険被保険者記録に基づいて支給された記録となっており、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和25年1月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間が有るが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号は申立期間に係る脱退手当金支給決定時点では別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、不自然な記録であるとまでは言えない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2224

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月から32年1月1日まで

私は、昭和23年4月にA社に入社し、当初は見習からはじめて、33年6月まで勤務していた。

申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所で申立期間に厚生年金保険の加入記録がある同僚及び申立人が記憶している同僚6人に照会したところ5人から回答があり、そのうち3人は申立人が勤務していたことを記憶しており、申立人は申立事業所期間は不明であるが勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間を含む昭和22年6月1日から32年3月1日までの資格取得者についてみると、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も無いことが確認できる。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の「はじめて資格を取得した年月日」欄の記載により、申立人は、昭和32年1月1日に申立事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当時、申立事業所で同じ職種で勤務していた同僚は「当時は親方の下について仕事をしており、師弟関係が厳しく、親方を通じて給与をもらい、待遇面で文句を言える状況ではなく、厚生年金保険加入等の配慮は無かった。」と供述している。

加えて、申立事業所は、当時の関係資料を既に廃棄しているため、申立

期間に係る申立人の雇用形態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2227

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 7 月 1 日から 31 年 8 月 3 日まで

私の夫は、夫の兄二人と経営するA社及びB社に引き続き勤務し、A社が社会保険の適用事業所となった昭和 25 年から継続して厚生年金保険に加入していた。

年金事務所の記録では、A社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 26 年 7 月 1 日からB社で資格を取得した 31 年 8 月 3 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、当該期間も、B社の営業担当として製品の外交の仕事をしており、当時、一緒に勤務していた夫の甥二人の加入記録もあるので、調査して記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿によれば、申立人は、昭和 24 年 12 月 1 日にA社の取締役、29 年 9 月 5 日にB社の取締役にそれぞれ就任していることが確認できること、及び両事業所の複数の従業員等が、「申立人はA社がB社に合併された昭和 29 年 9 月 1 日まではA社に勤務し、合併後は、B社に勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間のうち、26 年 7 月 1 日から 29 年 8 月 31 日まではA社に、同年 9 月 1 日から 31 年 8 月 3 日まではB社に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、A社の役員 4 人 (申立人を含む。) のうち申立人を含む 3 人は同社の新規適用日 (昭和 25 年 5 月 1 日) に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、約 1 年後に資格を喪失している上、別の 1 人 (代表取締役) は厚生年金保険の加入記録が無いことを踏まえると同社では、役

員について、必ずしも全員を在籍期間全てにわたって厚生年金保険に加入させる取扱いが行っていなかった可能性がうかがわれる。

また、B社の設立時（昭和25年10月10日）の役員3人のうち、2人は新規適用日（昭和25年12月11日）から約9か月間は厚生年金保険の被保険者資格を取得していない上、別の1人は厚生年金保険の加入記録は無いことを踏まえると、同社では、役員について、必ずしも全員を在籍期間全てにわたって厚生年金保険に加入させる取扱いが行っていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、オンライン記録によれば、A社において昭和29年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した者が23人確認できるが、このうち申立人の次兄を含む19人が、同日にB社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、同年8月末時点で、A社において厚生年金保険被保険者であった者については、B社において被保険者資格の取得手続が行われたものと考えられ、当該時点において、A社の厚生年金保険被保険者ではなかった申立人については、異なる取扱いが行われた可能性がうかがわれる。

加えて、A社及びB社のいずれの健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険番号には欠番は無く、申立人の名前も見当たらない上、両事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主等も既に死亡していることから、申立期間当時の厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

なお、申立人の妻から申立人のものとするB社の給与明細書が提出されているが、支給額（10万円）及び厚生年金保険料額（630円）を検証した結果、当該明細書は厚生年金保険の加入記録のある昭和35年5月以降のものと考えられ、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせるものではない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2228

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

私は、平成 9 年 1 月 1 日から 13 年 6 月 30 日まで A 社に B 職として勤務したが、オンライン記録では、同社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 6 月 30 日と誤っているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 13 年 6 月 30 日まで申立事業所に勤務していたとして、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、資格喪失年月日が 13 年 6 月 30 日、備考欄には、「平成 13 年 6 月 29 日退職」と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、雇用保険の加入記録によれば、申立人の離職日は平成 13 年 6 月 29 日とされており、厚生年金保険及び厚生年金基金の記録と符合している。

さらに、同社では、厚生年金保険料は翌月控除としているところ、同社から提出された申立人の平成 13 年 7 月分の給与支給明細書によれば、同年 6 月分の厚生年金保険料は控除されていない上、申立人の「平成 13 年分給与所得の源泉徴収票」の社会保険料等の金額は、給与台帳の金額と一致しており、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2230

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月から26年2月19日まで
② 昭和27年8月25日から28年2月3日まで

私は、昭和25年5月頃、A社B事業所のC作業場に勤務していた母親の紹介で同作業場で働き始めた。その作業場では同じ時期から同じ中学の同級生3人と一緒に働いており、その後、28年2月頃まで働いていた。

しかし、入社した時期と退職した時期が厚生年金保険の加入記録と相違しているので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に働いていたとしている同級生の一人である同僚は、「私と、申立人及び同級生2人は、入社は同一日ではないが、ほぼ同じ頃からC作業場で働いていた。」と供述している上、同人及び同級生2人は、A社B事業所とは別のD社E事業所で昭和25年8月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人はオンライン記録のある26年2月19日より前から勤務していたことはいふがえらる。

しかしながら、A社B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和26年1月1日であり、申立期間①の大半は適用事業所でなかったことが確認できる上、申立期間①において、申立人の母親及び中学の同級生3人の加入記録があるD社E事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険の番号に欠番は無い。

また、A社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得者6人に照会したところ、回答があった4人のうちの2人は、勤務期間の始期と厚

生年金保険の資格取得日が2か月または10か月相違しているとしており、そのうちの1人は、厚生年金保険の加入について本人の希望により加入させていたとしていることから、当該事業所において、厚生年金保険は個人の希望により加入させる取扱いをしていた可能性がうかがえる。

さらに、申立期間②について、申立人はA社B事業所のC作業場に継続して勤務していたと申し立てているが、同社のC作業場で作業指示を担当していた同僚は、「F作業は、昭和27年末頃には終了していたが、それ以前から作業工程が終了している作業者等を順次減らしていた。」と供述しており、申立人と同様に、昭和27年5月にA社B事業所で被保険者資格を喪失しD社で再取得している者42人（申立人を除く。）のうち、28人が同年6月から同年8月にかけて被保険者資格を喪失していることが確認でき、上記同僚の供述と符合する上、同僚に対する照会によっても申立人の当該期間に係る勤務実態について、確認することができない。

加えて、A社B事業所に係る被保険者名簿によると、申立人は、昭和26年2月19日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、27年5月26日に資格を喪失したと記載されているほか、D社に係る被保険者名簿によると、申立人は、同年5月25日に資格を取得し、同年8月25日に資格を喪失していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

その上、D社本社に照会したが、申立期間当時の資料は残っておらず、当時の厚生年金保険の取扱いについては不明としていることから、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2231 (事案 1534 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から平成 3 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 61 年 4 月 1 日から平成 3 年 9 月 30 日まで、A社に勤務をしていた。同社に勤務していた期間中、毎月 26 万円から 27 万円ぐらいの給与を受け取っていたが、申立期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与総支給額に比べ大幅に低く、納得できない。

この度、平成元年 5 月から 2 年 5 月までの預金通帳が出てきて、それを見ると、オンライン記録の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与総支給額に比べ大幅に低くなっていることが確認できるので、記録の訂正を再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立事業所には、賃金台帳、社会保険事務所(当時)への届出書類(控)等の資料は残っていない上、年金事務所にも同社に対する指導記録等が残っておらず、申立事業所に関しては、平成 6 年 3 月 8 日付けの複数の新聞に「(同社の)社長と専務が従業員の標準報酬月額を偽って、実際の半額で届け出て社会保険料を半額しか払っていなかったとして逮捕された。」旨の報道がなされているところ、警察署、地方検察庁及び地方裁判所にも当該新聞報道に係る事件の関連資料は、保存期限経過により保存されていないことから、申立ての事実を確認することができないこと、ii) 申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、22

年9月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、平成元年5月から2年5月までの預金通帳を新たな証拠資料とし、申立事業所からオンライン記録の標準報酬月額以上の給与が支払われていると主張しているところ、申立人の給与が振り込まれていたB金融機関において、申立期間に係る申立人の口座の出入金の記録を確認した結果、申立期間のほとんどの期間について標準報酬月額より高い給与が振り込まれていることが確認でき、また、算定基礎届の対象月である5月から7月だけを見ても、社会保険事務所への届出の標準報酬月額と比べて大きく相違していることが確認できる。

しかしながら、申立事業所は、社会保険事務所に対し、申立人の標準報酬月額を実際に支払っていた給与より低い額を届け出たかは、「分からない。」とし、当時の資料については、「会社設立から平成10年1月23日に退職するまで、経理担当者（専務取締役）が全て一人で担当しており、関係書類は、いつも当該経理担当者がすぐに焼却していたので一切残っていない。」と回答していることから、申立期間当時の経理担当者には照会を行ったが回答は得られず、申立期間当時の状況を確認することができない。

また、申立人が所持している預金通帳及びB金融機関が保管している申立人の口座の出入金記録の給与振込額からは、申立期間に係る申立人の給与総支給額や厚生年金保険料の控除額を確認することができない上、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除について、確認できるその他の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として掛金をB団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月1日から52年8月9日まで

私は、短期大学を卒業し、昭和51年4月1日にC事業所に入社し正社員として勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の記録がないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の承継団体であるD組合から提出された労働者名簿及び同僚の供述により、申立人が申立期間において、申立事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人の申立事業所におけるA共済組合（平成14年4月1日、年金給付等を厚生年金保険に統合）の組合員としての資格取得日は、同共済組合の資料により、昭和52年8月10日であることが確認できることから、申立人は、申立期間において同共済組合に未加入であったと考えられる。

また、申立期間当時における申立事業所の同僚二人は、「申立事業所では、人の出入りが激しく、入社して約1年後に、A共済組合に加入していた。」「申立期間当時の申立事業所は、設備投資にお金を掛けており、小さな民間企業並みにぎりぎり経営していたため、A共済組合への加入が遅れたのではないかと思う。」とそれぞれ供述している上、当該同僚のA共済組合への加入は、いずれも入社してから約1年後となっていることから、申立事業所では、申立期間当時、入社と同時にA共済組合に加入させる取扱いをしていなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る掛金をB団体により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA共済組合員として申立期間に係る掛金をB団体により控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2234

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月 5 日から 54 年 7 月 2 日まで
私は、昭和 50 年 7 月から A 社で約 5 年間勤務したが、厚生年金保険の記録は 9 か月になっている。同社発行の在職証明書では、勤務期間は 4 年 9 か月になっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立事業所発行の在職証明書によれば、申立人は申立期間を含む昭和 50 年 7 月 5 日から 55 年 3 月 31 日まで申立事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人の申立事業所における雇用保険の記録は、昭和 54 年 7 月 2 日に被保険者資格を取得し、55 年 3 月 31 日に離職となっている上、申立期間当時の代表取締役及び取締役は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、申立期間当時、申立人の夫が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は、申立期間中は夫の健康保険被扶養者になっていたことが確認できること及び厚生年金保険と政府管掌健康保険の加入は一体であることを踏まえると、申立人は申立期間において厚生年金保険に加入していなかったものと考えるのが自然である。

さらに、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、昭和 54 年 7 月 2 日に申立事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、55 年 4 月 1 日に資格を喪失した記録となっており、これはオンライン記録と一致する上、申立事業所の申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号に欠番は無く、申立人の名前は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 23 日から 35 年 5 月 1 日まで
私が、昭和 31 年 4 月から 35 年 5 月まで勤務したA社に係る年金記録が漏れていたため、社会保険事務所（当時）で調べてもらったところ、当該期間の脱退手当金を受け取ったことになっているため記録がないとの回答であったが、脱退手当金を受け取っていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 35 年 9 月 5 日に支給決定されている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる被保険者記録を、厚生省（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険出張所（当時）に回答したことを示す「回答済 35. 7. 10」との表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間が有るが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間は、当時、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていたことから、社会保険出張所では、請求者からの申出が無い場合、当該被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、不自然な請求であるとまでは言えない。

さらに、申立人の脱退手当金は昭和 35 年 9 月 5 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立期間の事

業所を退職後、53年4月まで公的年金への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。